

# 介護保険 サービス締めつけ

る介護事業所も大打撃を受けて介護職員の待遇が低下します。

市町村などの窓口で認定を受けるかどうかの振り分けを行う仕組みの導入や、認定を省く場合のサービス利用限度額について、厚労

市町村任せの低水準のサービスさえ、まともに受けられなくなるものです。サービス利用の締め付け

サービス量が減り、本来の半分や3分の1しか利用できない人が続出することになります。認定を受ければ

**解説** 厚労省はこれまでも、「要支援1」

「要支援2」と認定されている人が新たな市町村サービスを使う場

合には、利用限度額を従来通りにすると説明してきました。

## 重度化し経営も打撃

省は昨年末に介護保険改定に関する意見書をまとめた社会保障審議会部会で説明

しかし、認定を省いて市町村サービスを使う人を増やしていく思惑が明らかに

「要支援1以下」の限度額を適用されるようになるか

で、国は費用を削減する強力な道具を手に入れます。十分な支援を受けられない

していませんでした。重大な問題を国民に伏せたまま制度改定を進めることは許されません。

「要支援1以下」になれば、

要支援2や要介護1などに該当するはずの人まで、「要支援1以下」の限度額を適用されるようになるか

「軽度者」は重度化し、訪問・通所介護を提供してい

(杉本恒如)